

特記仕様書

地拵

作業種	作業仕様	適用林小班等
全刈地拵	植幅 0.5m 以上 置幅 1.7m 以内	1138い

※ 地形等により集積できない場合は、監督職員と協議または指示に基づき作業を行う。

※ 寸法の単位は、m以下1位(10cm単位)とする。

植付

1 苗木の仕様

樹種	苗齢	区分	長さ	根元径	コンテナ容量	摘要
スギ (コンテナ苗)	2年上	-	30cm以上	-	150cc	1138い 2,120本

2 ha当たりの植付本数及び苗木の植付間隔

植付樹種	ha当たりの 植付本数(本)	苗木の植付間隔(水平距離)		適用林小班等
		列間	苗間	
スギ (コンテナ苗)	2,000	2.2 m	2.2 m	1138い

※ 寸法の単位は、m以下1位(10cm単位)とする。

3 その他

樹種別の植付本数については上記1のとおり計画しているが、調達可能数量に変更が生じた場合は、監督職員に承諾報告書を提出すること。

その他

CSF(豚熱)の感染防止拡大のため、新潟県におけるCSF対策を熟知して適切な対策に努めること。

作業道整備特記仕様書

第1条 一般

- 1 本仕様書は、造林請負事業（作業道整備）に適用する。
- 2 作業道整備の着手に当たっては、本仕様書によるほか、該当路線の状況、周辺での他作業の有無及び車両の入林状況等について、事前に監督職員と十分な打合せを行い、各種の状況を確認のうえ実施するものとする。

第2条 作業道整備

- 1 作業道敷地内の雑草木、笹及びつる類等の通行の障害となる地表物を刈り払うものとし、その刈り高及び刈り幅は次によるものとする。
 - (1) 刈り高は、地表物をできるだけ地際に近い位置で刈り払わなければならない。ただし、転石等により通常の刈り払いが困難な部分及び盛土斜面等は、通行の障害にならない高さとする。
 - (2) 刈り幅は、両側それぞれ1.0m以上を標準とする。
 - (3) 刈り払い回数は、1回刈りとする。
- 2 刈り払い物は、車両の通行障害及び側溝等排水構造物の機能を低下させることのないように適切に処理しなければならない。
- 3 作業道の車両通行に支障がある枝等のかぶりについても処理すること。
- 4 作業が完了した時は、路線ごとに監督職員の確認を受けること。
- 5 着手前・完成及び作業進捗状況写真などは、路線ごとに撮影しなければならない。

第3条 安全対策等

- 1 作業開始に当たり、当日の作業現場起点付近に「注意標識」等を設置し、通行者及び通行車両に作業中であることを周知し、注意を喚起する措置を講ずるものとする。なお、必要に応じて誘導等の措置を講ずることとする。
- 2 当該路線の法面、路肩、路面及びその周辺等で危険箇所を発見した場合は、作業を一時中断する等により、安全を確保するとともに、監督職員に報告し、指示を受けるものとする。
- 3 刈り払い機による振動障害を防止するため、厚生労働省において定める「チェーンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害予防対策指針」（平成21年7月10日基発第0710号第2号・別紙）を確実に守るとともに、これらの指針が作業者にも守られるよう必要な措置を講ずること。

第4条 その他

- 1 本仕様書に定めのない事項等については、監督職員の手配により実施するものとする。